

別添 5

第2層生活支援体制整備業務について

1 職員体制

本業務を推進するため、国要綱別記3-2 生活支援体制整備事業に基づき、次のとおり第2層生活支援コーディネーターを1人以上配置する。

なお、仕様書「9 業務内容」に記載の他の業務と兼務して差し支えないものとする。

- (1) 国や県が実施する生活支援コーディネーター業務に係る研修を終了した者とする。
- (2) 地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者を配置する。

2 業務内容

(1) コーディネート業務

第2層生活支援コーディネーターは、地域住民や多様な主体との対話やネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状や将来像の共有を図るとともに、地域住民や多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進するため、次の①から⑤までに掲げるコーディネート業務を実施する。

① 高齢者の支援ニーズ・関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化

業務の実施に当たっては、地域の社会資源やニーズ等の情報を集約し、集約した情報は第1層生活支援コーディネーターに提供する。また、地域ケア会議に出席し、地域の社会資源等に関する情報を提供する。

② ①を踏まえた、地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援（活動の担い手又は支援者たり得る多様な主体との調整を含む。）

業務の実施に当たっては、地域の自治会や民生委員、ボランティア団体、企業等と「顔の見える関係づくり」に努める。また、自治会や民生委員など、地域の関係者へ事業の説明をし、理解・協力が得られるように努める。

③ 地域住民・多様な主体・市町村の役割（地域住民が主体的に行う内容を含む。）の整理、実施目的の共有のための支援

業務の実施に当たっては、生活支援の実施主体となる関係者間のネットワークを構築し、関係者間における意識の統一、情報の共有を図る。

④ 生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、組織化、具体的な活動とのマッチング

⑤ 生活支援・介護予防サービスの事業化（サービス・活動事業の事業化を含む。）や立ち上げ・継続のためのコーディネート

(2) 地域支え合い会議の開催

上記(1)コーディネート業務に関し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による

体制整備を推進することを目的に、地域支え合い会議を開催する。

① 会議の役割

- ア 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の組織的な補完
- イ 地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の可視化の推進（実態調査の実施や地域資源マップの作成等）
- ウ 企画、立案、方針策定を行う場（生活支援・介護予防サービスの担い手養成に係る企画等を含む。）
- エ 地域づくりにおける意識の統一を図る場
- オ 情報交換の場、働きかけの場等

② 参加メンバー

会議の参加メンバーについては、次のとおり地域の多様な主体の関係者で構成されることが想定される。

生活支援コーディネーター、市町村、地域包括支援センター等の行政機関、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会議所・商工会、民生委員等。

また、介護保険制度以外の制度における事業（子育て支援等の福祉施策のほか地域振興・活性化等を目的とする事業等を含む。）、民間市場における保険外サービス、地域の支え合い活動等の多様な活動との連携を進めることは、生活支援コーディネーターのコーディネート業務を補完し、活動の推進や具体化を進める観点から重要であり、配食事業者、移動販売事業者、移動支援団体等、地域の高齢者の生活支援・介護予防に資する活動実績を有する又は参入を予定している民間企業等も参画することが望ましい。

なお、生活支援コーディネーターの活動状況に応じて会議で取り扱うべき内容や関係者は異なることから、参加メンバーは固定的である必要はなく、適宜適切な者の参画を促すこと。

(3) 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

複雑化・複合化する地域課題に対応するための地域づくりに取り組むため、個別の対応から地域課題の把握を行うとともに、地域の多様な主体とともに課題解決に向けた対応を行う。

- ① 複雑化・複合化した課題を抱える世帯を対象とした個別訪問や相談対応を行い、個別の対応から地域課題の把握等を行う。
- ② 社会福祉協議会、民生委員・児童委員、子育て支援の相談窓口、ハローワーク等の関係機関・関係者のほか、銀行や飲食店などの地域の多様な主体からの情報収集を行うとともに、課題に対応するための関係者間のネットワークづくりを行う。

- ③ 地域の多様な主体を含む地域のネットワークを活用し、課題を抱える者の適切な支援へのつなぎや課題に対応するための資源開拓を行う。

(4) 住民参画・官民連携推進事業

生活支援コーディネーター及び地域支え合い会議の活動の活性化を図り、サービス・活動事業をはじめとする地域における生活支援・介護予防サービスの充実を図ることを目的として、地域住民の主体的な活動を進めると共に、これら活動の補完又は更なる推進を図るため、地域での活動に取り組む民間企業等が有する事業化の知見を活用し、その活動との連動を深める。

- ① 生活支援コーディネーターが企画するタウンミーティングやワークショップの開催等による、地域住民、医療・介護関係者及び地域での活動に取り組む民間企業等を含む多様な主体が地域課題等の洗い出しや解決策・必要となる事業等の検討を行う場の設置
- ② 生活支援・介護予防サービスの企画・立案・プロジェクト化のため、地域での活動に取り組む民間企業等との連携・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等を含む。）等の実施（生活支援コーディネーターや地域支え合い会議に助言等を行うための人材の配置や民間企業等への委託等を含む。）
- ③ ①及び②の結果等を踏まえ、地域での活動に取り組む民間企業等と地域住民の連携・協働のもとで行う生活支援・介護予防サービスの実装のための試行的実施に係る支援

3 第1層生活支援コーディネーターとの連携

上記「2 業務内容」における各取り組みの推進に当たっては、第1層生活支援コーディネーターと連携を図り実施する。